

別紙2（法人申請用）

## 誓約書

当法人は、警備業法第3条第1号から第3号まで、第10号及び第11号に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に、警備業法の規定、同法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し警備業の要件に関する規則第1条各号に掲げる行為をした者
- 4 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む）のうちに警備業法第3条第1号から第7号までのいずれかに該当する者があるもの。
- 5 警備業法第3条第4号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

兵庫県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

## 警備業用暴力団排除説明資料（法人申請用）

警備業法では、

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員
- ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 過去10年以内に警備業の要件に関する規則第2条に定める暴力的不法行為等を行ったことがあり、強いぐ犯性が認められる者

（以下「暴力団員等」という。）は、警備業者又は警備業者の役員になることはできないとされています。

具体的には、次の事項に該当してはいけません。

- 1 代表者又は役員が暴力団員等である（警備業法第3条第4号、10号。）
  - 2 代表者又は役員が暴対法第12条の再発防止命令や同法第12条の6の中止命令を受けた者である（警備業法第3条第5号、10号。）
  - 3 当法人の事業活動に関して、登記上の役員以外の者で同等以上の影響力を有する
    - ・相談役、顧問の名称を有する者
    - ・発行済株式の総数の100分の5以上の株式を所有する株主
    - ・出資の総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
    - ・自己の近親者（事実上の婚姻関係にある者を含む）を傀儡として当該法人の役員に就任させている者である（警備業法第3条第10号。）
  - 4 暴力団又は暴力団員等から自己又は他人の名義で多額の出資や融資を受けている（警備業法第3条第11号。）
  - 5 暴力団又は暴力団員等と多額の取引関係により事業活動に支配的な影響を受けている（警備業法第3条第11号。）
  - 6 代表者又は登記上の役員に、暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む）又は暴力団若しくは暴力団員等と友人や愛人関係等の密接な関係を有する者がいる（警備業法第3条第11号。）
  - 7 暴力団又は暴力団員等に対して、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益の供与を行っていることにより、事業活動に支配的な影響を受けている（警備業法第3条第11号。）
  - 8 暴力団又は暴力団員等と売買、請負、委任その他の多額の有償契約を結んでいるという事実から、事業活動に支配的な影響を受けている（警備業法第3条第11号。）
- これら1～8の事項を秘して、虚偽の誓約書を作成し申請書等に添付して公安委員会に提出した場合は、警備業法上罰則の適用があり、検挙されることがあります。
- 認定を受けた後でも、1～8の事項に該当した場合は、認定が取り消されます。
- 暴力団員や暴対法第12条の再発防止命令や同法第12条の6の中止命令を受けた者は、警備員にもなれません（警備業法第14条）。